

[後期第4問]

XはA株式会社の取締役経理部長として、Yは経理部次長として勤務していた。勤務内容は、同社の資金調達運用、金銭出納保管等である。甲は、ライバル会社の取締役であるBがAの株式を買い占め、経営権を奪取しようとしている噂を聞き、対抗しようと考えた。まず、XはYと共謀して、第三者である研究所代表CらにBの取引先金融機関等に融資を行わないように圧力をかけた。また、Bらの中傷する文書を頒布して信用を失墜させ、同人に対する金融機関等の資金支援を妨げ、株買占めを妨害し、買占めに係る株式を放出させるなどもCらに依頼した。その報酬としてXらはA株式会社の資金を流用しようと企て、3ヶ月の間に5回、業務上保管中のAの現金合計5億2000万円をCらに交付し横領した。

その後Xは、経理部長の職を解任された後も、Yと共謀しCらに同様の工作を依頼して、支出権限がないにも関わらず、2ヶ月の間、3回にわたり、2億5000万円をCらに交付し横領した。

以上の事実関係の下、Xの罪責を検討せよ。

参考判例：最高裁平成13年11月5日第二小法廷